

# 上尾市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

## 1 背景

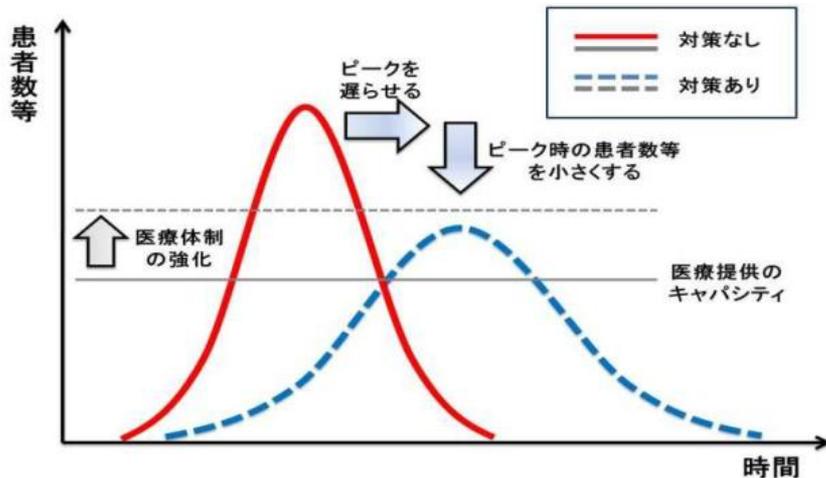
平成25年4月 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行  
 平成25年6月 政府行動計画の閣議決定  
 平成26年1月 埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画策定

## 2 目的

病原性が高い新型インフルエンザ等に備え、体制を整備し対策を強化

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康の保護
- 市民生活及び地域経済に及ぼす影響を最小となるようにする

## 3 対策の概念図



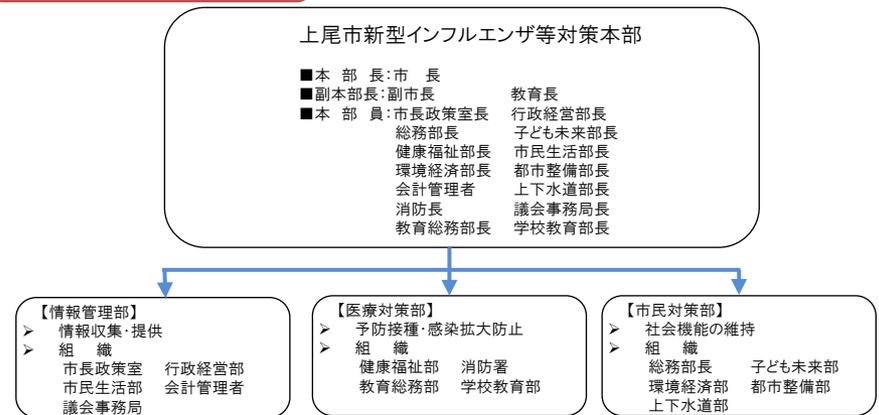
## 4 計画の特徴

- 様々な状況で対応できるよう、対策を示し柔軟に対応
- 政府及び県対策本部の基本的対処方針に基づき、対策を総合的に推進
- 政府対策本部長による緊急事態宣言時、特措法に基づく措置を実施
- 基本的人権の尊重に留意して実施

## 5 対策のポイント

- 市対策本部の設置
- 電話相談窓口の設置
- 特定接種(対策の職務当たる職員等への先行接種の実施)
- 住民接種(全市民を対象に市が実施)
- 要援護者対策の実施

## 6 対策本部の組織



# 7 発生段階ごとの対策

【凡例】



国の対策



県の対策



市の対策

対策	1.未発生期	2.海外発生期	3.国内発生期	4.県内発生早期	5.県内感染拡大期	6.小康期
	○ 新型インフルエンザ等が発生していない状態 ① 発生に備えた体制整備	○ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態 ① 国内発生に備えた体制整備	○ 国内で新型インフルエンザ等が発生した状態 ① 県内発生に備えた体制整備	○ 県内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を追える状態 ① 感染拡大の抑制 ② 感染拡大に備えた体制整備	○ 県内で新型インフルエンザ等の感染被害が拡大し、患者の接触歴が追えなくなった状態 ① 医療体制の維持 ② 健康被害の抑制 ③ 社会・経済に対する影響の抑制	○ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている状態 ① 生活・経済の回復流行の第二波に備えた体制整備
① インフルエンザ・サーベイランス（発生状況の監視）	←	←	←	←	←	←
② 抗ウイルス薬等安定供給体制の確保	←	←	←	←	←	←
③ 市新型インフルエンザ等対策推進会議設置	←	←	←	←	←	←
④ 県対策本部設置		←	←	←	←	←
⑤ 電話相談窓口設置		←	←	←	←	←
⑥ 知事コメント・注意喚起・情報提供		←	←	←	←	←
⑦ 特定接種開始（医療従事者・対策従事者等への先行接種）		←	←	←	←	←
⑧ 専用外来における医療提供・入院措置		←	←	←	←	←
⑨ 医療等の実施要請・指示		←	←	←	←	←
⑩ 国が「緊急事態宣言」			←	←	←	←
⑪ 市対策本部設置			←	←	←	←
⑫ 住民接種開始			←	←	←	←
⑬ 不要不急の外出自粛要請・施設の使用制限			←	←	←	←
⑭ 指定地方公共団体等業務継続			←	←	←	←
⑮ 緊急物資の運送等の要請指示			←	←	←	←
⑯ 学校等の集団発生状況把握				←	←	←
⑰ 特定物資の売り渡しの要請収用				←	←	←
⑱ 要援護者対策実施				←	←	←
⑲ 備蓄した抗ウイルス薬の供給					←	←
⑳ 臨時医療施設の設置					←	←